

6. 平成21年度の脳・心臓疾患に係る労災補償状況及び平成19年労働者健康状況調査について

平成21年度の脳・心臓疾患の労災認定に係る業種別請求件数を見ると、平成20年度と比べて減少しているものの、依然として運輸業、郵便業、建設業、及び卸売・小売業で多くの請求が行われています。また、脳・心臓疾患で「長期間の過重業務」により支給決定された事案のうち、1ヶ月平均の時間外労働時間数が80時間以上の割合は前年度と同様に9割以上を占めています。

(厚生労働省 平成20年度、21年度「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況」より）

表1 ▶ 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況 (件)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
脳・心臓疾患	請求件数	742	816	869	938	931	889	767
	決定件数	708	669	749	818	856	797	709
	うち支給決定件数 (認定率)	314 (44.4%)	294 (43.9%)	330 (44.1%)	355 (43.4%)	392 (45.8%)	377 (47.3%)	293 (41.3%)
うち死亡	請求件数	319	335	336	315	318	304	237
	決定件数	344	316	328	303	316	313	253
	うち支給決定件数 (認定率)	158 (45.9%)	150 (47.5%)	157 (47.9%)	147 (48.5%)	142 (44.9%)	158 (50.5%)	106 (41.9%)

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図1 ▶ 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

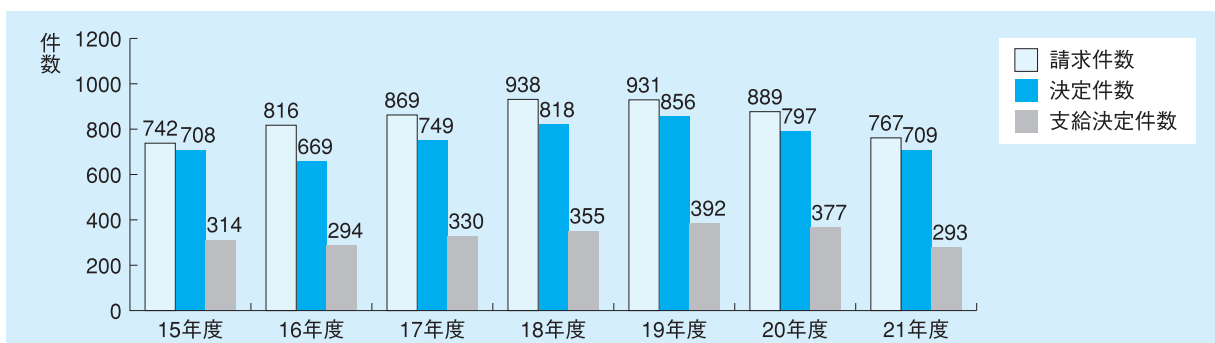


表2 ▶ 脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数一覧 (件)

業種	平成20年度		平成21年度	
	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業	6	2	8	1
製造業	129	48	87	32
建設業	108	42	112	30
運輸業、郵便業	188	99	155	85
卸売・小売業	167	62	103	46
金融業・保険業	5	2	11	2
教育、学習支援業	16	5	17	2
医療、福祉	35	15	45	9
情報通信業	24	11	24	9
宿泊業、飲食サービス業	57	39	48	21
その他の事業(上記以外の事業)	154	52	157	56
合計	889	377	767	293

- 注) 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

表3 ▶ 脳・心臓疾患で「長期間の過重業務」により支給決定された事案(1ヶ月平均の時間外労働時間別) (件)

区分	平成20年度		平成21年度	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
45時間未満	1	0	0	0
45時間以上～60時間未満	1	1	1	0
60時間以上～80時間未満	21	10	17	11
80時間以上～100時間未満	131	62	119	44
100時間以上～120時間未満	103	41	76	20
120時間以上～140時間未満	49	22	30	15
140時間以上～160時間未満	31	11	19	6
160時間以上	24	6	18	6
合計	361	153	280	102
(参考) 支給決定件数	377	158	293	106

- 注) 本表の合計件数と支給決定件数との差は、認定要件のうち、「異常な出来事」又は「短期間の過重業務」により支給決定された事案の件数である。

また、平成19年労働者健康状況調査によると、長時間労働者に対する「医師による面接指導制度の認知状況」では、この制度を知っている事業場の割合は全体で45.6%（図2）、実際に面接指導を行った事業場の割合は全体で12.2%（図3）となっています。事業場規模によると規模が大きくなるにつれて認知割合及び実施割合ともに高くなる傾向にあります。実施方法も中小規模事業場は特段の基準を設けず必要に応じて面接指導を行っている割合が高く（図4）、後に掲載している企業事例でも見られるように対策に熱心な事業場は独自の基準を設け面接指導等の対策を講じているところが多いようです。面接指導後等の結果を踏まえての事後措置では、全体で59.6%が「労働時間の短縮」を図っています（図5）が、17.5%は面接指導等を行っても「事後措置を講じていない」という結果でした。後に掲載している企業事例等を参考に過重労働対策に取り組むことが望まれます。

（厚生労働省 「平成19年労働者健康状況調査」2008年より）

図2 ▶ 医師による面接指導制度の認知状況（事業場調査）

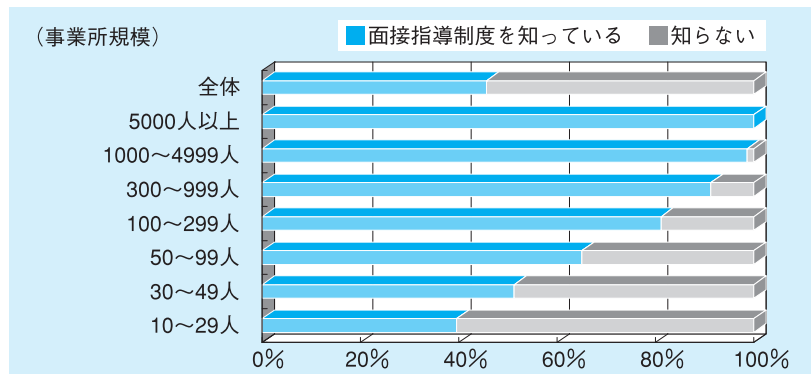
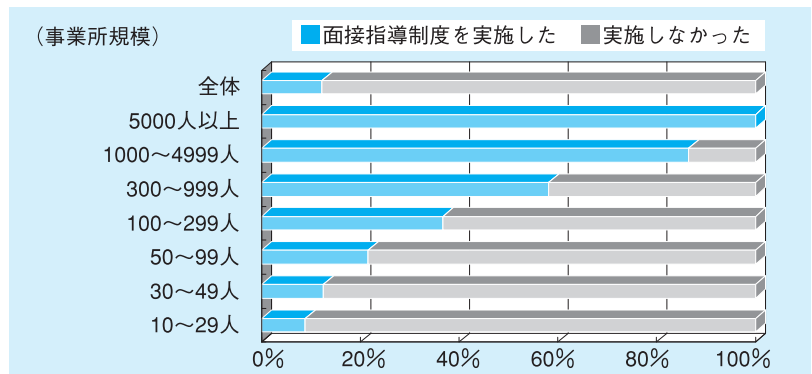
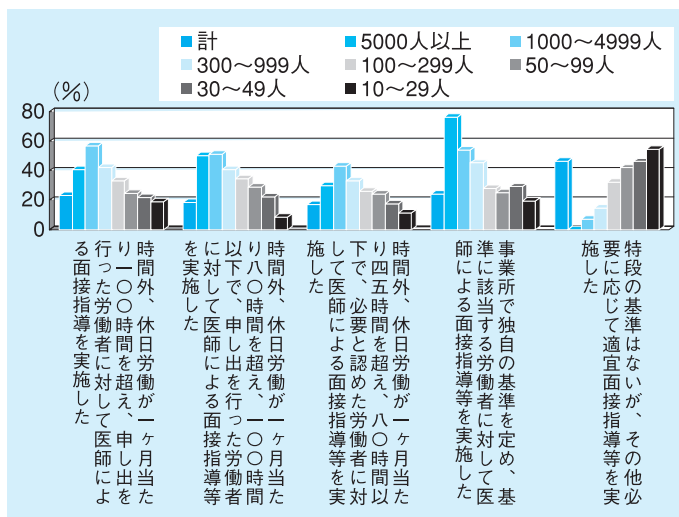


図3 ▶ 長時間労働者等への面接指導等の実施の有無（事業場調査）



※「面接指導等を実施しなかった」事業所には、面接指導等の基準に該当する労働者がいなかった等により、実施しなかった事業所を含む。

図4 ▶ 長時間労働者等への面接指導等の実施内容状況（事業場調査）



※ 面接指導等を実施した事業場を100としている。

図5 ▶ 面接指導等の結果を踏まえての事後措置の実施状況（事業場調査）

